日本医学会分科会 理事長 会長殿

日本医学会長 髙 久 史 麿

公印省略

遺伝子治療臨床研究に関する指針の一部改正について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます.

さて、厚生労働省大臣官房厚生科学課長から本職宛に「遺伝子治療臨床研究に関する指針の一部改正について」 の依頼がありました.

つきましては、ご多用とは存じますが、何卒、ご周知の程をお願い申し上げます.

関連の URL は,

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujiqyou/i-kenkyu/index.html

「3遺伝子治療臨床研究に関する指針」につきましては、

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/sisin.pdf http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/sekou.pdf

になります.

なお詳細は、厚生労働省大臣官房厚生科学課 (Tot 03-3595-2171 担当:藤井氏) にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます.

日本医学会 電話: 03-3946-2121 (内 4260)

(担当 髙橋)

日本医学会長殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長 (公印省略)

遺伝子治療臨床研究に関する指針の一部改正について

遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「本指針」という。)を定め、その適正な実施を図ってきたところであるが、今般、本指針の一部改正を行い平成26年11月25日に告示し、同日より施行することとした。

また、改正後の指針の運用に資するため、(別添)のとおり、当職及び文部科学省研究振興局長の連名による通知(以下「連名通知」という。)を発出したところである。

本指針については、特に文部科学省又は厚生労働省(以下「二省」という。)の補助金等の交付を受けて遺伝子治療臨床研究を行う場合に、当該補助金等の交付に当たっては本指針の遵守を求めているなど厳格な運用を引き続き行う方針である。ついては、貴団体におけるすべての遺伝子治療臨床研究に携わる者に本指針の改正について周知徹底をお願いする。また、貴団体においても、本指針の改正内容につき、十分ご了知の上、本指針を遵守し、研究が適切に行われるよう、必要な組織体制や内規の整備等の措置を図られるよう特段のご配慮をお願いする。